

令和 8 年

北秋田市教育委員会告示第 11 号

北秋田みらい応援留学事業実施要綱

北秋田みらい応援留学事業実施要綱を次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 この要綱は、様々な理由から学校に足が向かない児童生徒に、教育的な関わりの中で、個に応じた学習の機会と大自然の中で多くの体験を得る機会を提供し、心身のリフレッシュやエネルギーの回復を図るとともに、将来の社会参画に結びつく体験の獲得や人間力の向上を目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(事業の内容)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 体験活動の提供
- (2) 学習機会の提供
- (3) 規則正しい生活習慣の定着
- (4) 日々の成長・変容、良さの見取り
- (5) 保護者等に対する前 4 号の内容の伝達と今後に向けた助言
- (6) その他教育長が必要と認める業務

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者は、次の各号を全て満たす児童生徒とする。

- (1) 県内外の小学校又は義務教育学校の第 5 学年以上の児童及び中学校又は義務教育学校の生徒で、申請時点で不登校状態又はその傾向にあるもの
- (2) 在籍校において、校長が前号の状態であることを認定している児童生徒
- (3) 保護者及び児童生徒本人が、前 2 号の状態を改善したいと強く希望している児童

生徒

- (4) 本事業の利用について、在籍校の理解と協力が得られる児童生徒
(対象外となる児童生徒)

第5条 前条の規定を満たす場合でも、以下に該当する場合は本事業を利用できないものとする。

- (1) 学校教育法第81条第2項(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学級に在籍する児童生徒
- (2) 不登校状態の背景に児童福祉法(昭和22年法律第164号)や児童虐待防止法(平成12年法律第82号)で対応すべき事項が認められる場合
- (3) 他者への暴力、暴言、いじめ、いやがらせ、自傷行為等がある(そのおそれがある)と認められる場合
- (4) 慢性的な疾患等があり、医療機関への定期的な通院が必要であると認められる場合(第7条第1項第10号により担当医が参加を認めている場合を除く)
- (5) 職員の指導に応じない、ルールを守れない、児童生徒又は保護者による理解のない行動により事業運営に著しい支障が生じると認められる場合
- (6) その他教育長が事業実施が困難であると判断した場合
(実施期間)

第6条 事業の実施期間等は、あらかじめ募集時に開示し、参加申込時にその中から希望日程を選択するものとする。

(利用申請・決定)

第7条 本事業の利用申請に当たっては、以下の書類を募集要項に指定する期日までに教育長に提出するものとする。

- (1) 留学参加申請書(様式1)
- (2) 保健調査票(該当する学年のみ記入)(様式2)
- (3) 食物アレルギー・食事に関する調査票(該当する学年のみ記入)(様式3)
- (4) 家庭環境調査票(様式4)
- (5) 誓約書(規則順守等)(様式5)
- (6) 誓約書(利用料・負担金支払)(様式6)
- (7) 志願理由書(様式7)
- (8) 指導の記録(学級担任又は学年主任が作成)(様式8)
- (9) 留学参加承認書(学校長印があるもの)(様式9)

(10) 留学参加意見書（定期的な服薬やカウンセリング等を受けていない場合は不要）

（様式 10）

2 前項第 1 号から第 7 号は保護者、同第 8 号から第 9 号までは在籍校が、同第 10 号は児童生徒の担当医に保護者が依頼して、それぞれ作成し提出するものとする。

3 教育委員会は提出書類に基づき利用決定を行うに当たり、保護者や在籍校に質問や照会を行うことができるものとする。

4 利用定員は募集要項に記載のとおりとし、原則として先着順とする。ただし、前項による確認状況等の結果により決定順が変わる場合もあるものとする。

5 利用決定に当たり、教育長は利用者（以下「留学生」という。）と保護者と面接を行うこととし、利用可能と判断した場合は、北秋田みらい応援留学受入承諾書（様式 11）を保護者及び在籍校に提出するものとする。

（利用中止・取消）

第 8 条 第 6 条の規定にかかわらず、留学生は事業の実施を中止できるものとする。ただし、中止の決定は保護者からの申出を受けて行うものとする。

2 市は、利用決定後に前条の提出書類の内容に変更や差異がある場合や第 5 条に該当すること等により、留学生が当該事業の利用に対応できないと判断した場合は、利用決定を取り消すことができる。

（使用料及び負担金）

第 9 条 本事業に係る使用料は、施設使用料と食事負担金に当たるものとし、北秋田市立合川学童研修センター条例（平成 17 年北秋田市条例第 253 号）及びあきたリフレッシュ学園管理運営要綱（平成 30 年教育委員会訓令第 2 号）に記載のとおりとする。

2 留学生の傷害保険は、教育委員会が負担して加入するものとする。

（安全管理）

第 10 条 教育委員会は、事業の実施に当たり、留学生の安全確保に万全を期すものとする。ただし、教育委員会の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、その責任を負わないものとする。

（宿日直）

第 11 条 留学生が 1 人の場合は 1 人、2 人以上の場合 2 人とし、業務内容は要綱に準ずるものとする。

（リフレッシュ学園休園日の対応）

第 12 条 あきたリフレッシュ学園管理運営要綱第 3 条に定める休園日においては、県内

利用者は原則として帰宅するものとする。

- 2 休園日の宿泊者がいる場合、日中の見守りにおいては、教育委員会事務局職員 1 名と、リフレッシュ学園職員 1 名による計 2 名での対応を基本とする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 本事業において取得した留学生の個人情報は、事業の運営目的以外には使用しないものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。